

意見書

令和元年 7 月 22 日

総務省

総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課 御中

〒103-0012

とうきょうとちゅうおうくにはんばしほりどめちょう

東京都中央区日本橋堀留町 2-3-5

ぐらんどめぞんにほんばしほりどめ

グランドメゾン日本橋堀留 101号

こうえきしゃだんほうじんぜんこくしょうひせいかつそうだんいんきょうかい

公益社団法人全国消費生活相談員協会

りじちょう ますだえつこ

事長 増田悦子

電話：03-5614-0543

e-mail：JDX00404@zenso.or.jp

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律5号）の施行に伴う関係省令等の整備等に関する意見募集について、別紙のとおり意見を提出します。

該当する章	意見
1 (1) 移動電気通信役務の指定（法第 27 条の 3 第 1 項の電気通信役務を指定する告示関係）	<p>固定して使用されるモバイルルーター（特定地点以外での利用を制限して提供されるサービス）が対象外の役務とされています。しかし、通信サービスは 2 年間拘束で、端末代金を 3 年間の割賦とする販売方法をとっている商品については、携帯電話同様に問題のある販売方法といえます。中途解約した場合には、端末残債の清算が必要ですし、端末には汎用性がありません。</p> <p>光回線などの固定回線についても長期間の期間拘束は問題と考えます。転勤等で引越をすることもあり、工事費が実質無料となっても、期間途中で解約すれば、残債は一括請求となります。固定して使用されるモバイルルーター（特定地点以外での利用を制限して提供されるサービス）と光回線などの固定回線についても、期間拘束が問題と考えられるので、規制していただきたい。</p>
1 (2) 電気通信事業者の指定の基準（電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 14・第 22 条の 2 の 15 関係）	<p>禁止行為対象となる電気通信事業者として、利用者数が 100 万を超えない事業者は規制対象から外していますが、今後そのような事業者であっても苦情件数の増加が顕著な場合には、この条件の見直しを検討することについて加筆していただきたい。</p>
1 (4) ① 通信料金と端末代金の完全分離に関する措置（電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 16 関係）	<p>同じ提供条件の通信役務は同一料金であることに賛成です。説明されても理解が難しい現在の複雑な料金プランが、シンプルな料金プランに変わることを望みます。</p>
1 (4) ② 通信役務の利用・端末の購入を条件とする場合の「利益の提供」の上限（電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 16 関係）	<p>代理店が端末価格に「頭金」を載せてくることがあります。これは代理店の手数料と考えられます。「頭金」との名称は、割賦販売代金の頭金だという誤解を与えるので、代理店手数料としていただきたい。また、代理店手数料も利益の提供と考えられるので、利益の提供には、代理店の手数料も含むと明記していただきたい。</p>
1 (4) ③ 通信役務の利用・端末の購入を条件とする場合の利益の提供の例外（電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 16 関係）	<p>通信方式の変更については、現時点で 4G から 5G への移行も含むと誤解されないように、利用中の通信サービスが終了し、新たな通信方式に対応するための端末を購入する場合に限り明記していた</p>

	だきたい。
(その他) 既往契約等に係る特約	更新時期以外で新プランに移行すると、違約金の負担のほか、端末残債の割引が受けられず清算が必要になるケースもあります。消費者が改正法に適合する料金プランを望まない場合に、いつまで従来プランを継続できるのかわからないため、適切な選択ができません。消費者が各社のプランを比較検討した上で自ら選ぶことが出来るように体制を整えていただきたい。
2 (1) 自己の氏名若しくは名称又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為 (電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 13 関係)	賛成です。これによって光回線、モバイル Wi-Fi ルータ、プロバイダなどの電話勧誘での苦情がなくなることを期待します。